

# 「千葉県共用がん地域医療連携パス」 <がん口腔ケア（がんの骨転移治療に用いる骨修飾薬）> 運用の手引き

## 1. 目的

千葉県共用がん地域医療連携パス<がん口腔ケア（がんの骨転移治療に用いる骨修飾薬）>（以下、「連携パス」）は、患者に安心して質の高い医療を提供し、限られた医療資源を活用するために、計画策定病院と地域医療機関（診療所等）とが、診療計画、役割分担、診療経過を共有するツールとして活用されることを目的としています。実際ががんの骨転移治療に用いられる骨修飾薬（ランマークおよびゾレドロン酸）で発症する薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)は投与前、投与中、投与後の継続的な歯科治療と口腔管理により発症リスク軽減が期待でき、もし発症した場合は早期発見・早期対応が重要になります。つなぎ目がなく、互いがみえる連携のためにも本連携パスを活用してください。

## 2. 連携パスの構成

本連携パスは、連携パスシート（診療計画表・診療経過表）と診療情報提供書で構成されています。

<b>連携パスシート</b> ※	<b>診療計画表</b>	骨修飾薬による薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)リスク軽減、発症時の早期発見、対応のための口腔ケアに関する検査や治療について、連携開始以降の計画を記載するものです。計画策定病院が患者や家族へ説明し、診療計画を策定、交付します。12か月で1枚のため、1年後以降の連携する際には、適宜追加印刷して使用します。診療役割分担を含んでいます。患者はこれをもとに診療予約、受診をします。
	<b>診療経過表</b>	各医療機関受診の際の所見を記入します。所見、診療経過をもとに診療計画表を修正することもあります。
※診療計画、診療経過を共有しやすくするために診療計画表と診療経過表を同一書類（連携パスシート）にしています。受診の際には患者は診療計画・診療経過表を持参します。		
<b>診療情報提供書</b> (任意)	地域医療機関（診療所等）または計画策定病院への診療依頼内容を記載したものです。別紙にひな形の作成はありますが、書式は定めません。検査結果があれば必要に応じて添付します。	

## 3. 運用の方法

### (1) 連携パスの適応開始

この連携パスは、計画策定病院にてがんの骨転移治療に用いる骨修飾薬投与前および投与中の患者に対し、継続的な歯科治療や口腔管理、地域医療機関との連携が必要

と判断した時に開始となります。

## (2) 運用の手順

### ① 計画策定病院

#### ア 連携パスシート（診療計画表）、診療情報提供書の作成

計画策定病院は対象患者の診察を行い、連携パスシート内の診療計画表と原則的には診療情報提供書も作成します（下記 エ）。千葉県共用パスウェブサイト上の診療計画表原本（ひな形）には最小限の受診予定のみ記載しています。計画策定病院にて診療方針、患者状況により、受診・連携計画等を適宜診療計画表に記入してください。計画策定病院にてすでに診療方針に基づく受診・連携計画プロトコルがあれば、診療計画表原本を各計画策定病院用に改変・保存し使用して構いません。また、連携医療機関（診療所等）との連携体制がすでにとれていれば、伝達事項に診療依頼文などの必要事項を記入し、連携パスシートのみで連携を行っても構いません（その場合は診療報酬ルールに基づき診療情報提供書の算定はしないでください）。

計画策定病院と連携医療機関（診療所等）へ受診すべき計画があれば、受診予定欄に計画策定病院（●）と連携医療機関（診療所等）（○）への受診計画を記載ください。一方で、患者と連携医療機関（診療所等）とで受診計画を決めてよい場合は、計画策定病院（●）のみの受診計画を記載ください。

※連携医療機関（診療所等）での治療において、注意点があれば伝達事項等へ記載するか必要情報を添付するようお願いします。

#### イ 患者への連携パスシートの交付と保管

連携医療機関（診療所等）と連携して診療を行う旨を対象患者や家族に説明し、連携パスシートの複写を提供します。原本は保管します。

#### ウ 連携医療機関（診療所等）の選択

患者にかかりつけ医がある場合は、かかりつけ医を連携医療機関（診療所等）とします。患者にかかりつけ医がない場合は、「国立がん研究センターがん情報サービスがん診療連携登録歯科医名簿」を参考に患者と相談して連携医療機関（診療所等）を決定します。

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/med\\_info/dental/dentist\\_search.html](https://ganjoho.jp/med_pro/med_info/dental/dentist_search.html)

※連携医療機関（診療所等）の選択方法や名簿の利用方法は、各計画策定病院の地域連携室の協力を得るなど、適宜柔軟に運用するものとします。

#### エ 連携医療機関（診療所等）への診療情報提供書の提供（任意）

診療情報提供書を作成し、連携医療機関（診療所等）へ提供します。検査データがあれば適宜添付します。なお、連携医療機関（診療所等）への提供は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※診療情報提供書のひな形（別紙）を作成していますが、保険医療制度に従っている内容であれば書式は定めません。

### ② 連携医療機関（診療所等）

**ア 口腔ケアの実施**

連携パスシート内の診療計画表、診察所見をもとに口腔ケア・管理を行います。連携医療機関（診療所等）（○）の受診予定欄が空白であれば、患者と相談し自院での受診計画を記載ください。

患者自身が自立した口腔セルフケアが実施・継続できるよう指導を行います。所見を患者持参の連携パスシート内の診療経過表に記載します。診療計画表に基づき、次回受診予定日を患者と調整します。経過中に異常を認めない限り、そのまま診療計画表のとおり、連携パスを継続してください。

※診療日数の上限は特にありませんので、必要な治療があれば適宜受診させ、治療を行ってください。適切に口腔管理されている状態であれば、直接的にはう蝕治療や補綴治療は薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）には大きく影響しませんので、それらの治療の詳細は診療計画表への記入は必須ではありません。

**イ（経過上異常を認める場合、パリアンス発生時）計画策定病院への診療情報提供書の提供**

受診の際に、骨露出など薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）を疑う所見を認めた場合は、診療情報提供書を作成し、患者を計画策定病院へ受診させます。

なお、計画策定病院への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

**ウ 診療計画表・診療経過表の修正**

診察の結果により、以降の診療計画を見直し、修正を行ってください。診療計画は各連携医療機関（診療所等）の診療方針に従い、修正して構いません。

**③ 計画策定病院****アー1（パリアンス発生前） 薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の発症前の管理**

診療計画表に基づき定期受診させ、連携医療機関（診療所等）からの診療経過表を参考にしながら、診察・管理を行ってください。

**アー2（パリアンス発生時） 薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の診断・治療**

連携医療機関（診療所等）からの診療情報提供書と診療計画表・診療経過表を参考に、診察を行い、薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の診断および治療を行います。

**イ 診療計画表・診療経過表の修正**

診察の結果により、以降の診療計画を見直しや修正を行ってください。診療計画は各計画策定病院の診療方針に従い、修正して構いません。

**ウ 連携医療機関（診療所等）への診療情報提供書管理報告書の提供（任意）**

必要により、連携医療機関（診療所等）へ診療情報提供書を提供します。

なお、連携医療機関（診療所等）への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

**④ 患者**

診療計画表の指示に従い、受診します。連携パスシートを保管・管理し、受診毎に持

参します。診療計画表以外に計画策定病院や連携医療機関（診療所等）からの受診指示があればそれに従ってください。

### (3) 連携パスの作成・保管一覧

	計画策定病院	連携医療機関 (診療所等)	患者
連携パスシート (診療計画表・診療経過表)	1. 作成 2. 患者へ複写を交付 3. 原本を保管 4. 受診時、所見を記入	診療計画に基づき、 受診時、所見を記入	1. 複写を保管、管理 2. 計画表を参考に、 各医療機関を受診し、 受診毎に持参

### (4) バリエーション例（薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）疑い、発症時）

連携医療機関（診療所等）において、経過に異常を認めた場合は計画策定病院へ受診させていただきます。診療上不明な点は計画策定病院にお問い合わせください。

また計画策定病院は連携パスの適用を中止すべきか、再び連携医療機関（診療所等）に管理を依頼するかを判断してください。

### (5) 患者の緊急時の対応

患者の緊急時などは、患者の状態及びこれまでの治療経過等を踏まえ、連携医療機関（診療所等）と計画策定病院が連絡をとり、適宜適切な対応をとることとします。

### (6) 連携パスの運用期間

連携パスの運用期間に特に定めはありません。継続的な地域連携が必要であれば継続となります。

## 4. 連携医療機関（診療所等）と計画策定病院との連携

連携医療機関（診療所等）と計画策定病院は、相互に連携を図り、パスの円滑な運用と患者のパスの脱落防止に努めるものとします。

## 5. その他

本連携パスは、千葉県がん診療連携協議会口腔ケアパス部会が千葉県歯科医師会の協力により作成したものです。

